

時間外勤務等に係る労働基準監督署からの指導内容等及び改善措置について

筑波大学は、本年4月21日に土浦労働基準監督署から時間外勤務等の管理について、是正勧告及び指導を受けました。これを踏まえて、全学事務系職員を対象とした時間外勤務の実態調査を実施し、今般、割増賃金の未払いが判明した職員に対して、給与を加算して支給しますので、下記のとおりお知らせします。

また、本学は、法人化により労働基準法等が適用となったことを機に、良好な労使関係を確立するとともに適正な時間外勤務の管理を徹底し、時間外勤務の縮減に取り組んできたところではありますが、一部において割増賃金の未払いがあったことは、誠に遺憾なことであると考えております。

このたびの是正勧告及び指導を真摯に受け止め、更なる労働時間管理の適正化を図るべく徹底した取り組みを行ってまいります。

記

1 土浦労働基準監督署による実態調査及び調査結果の報告

本年2月3日(金)に土浦労働基準監督署による時間外勤務等の管理についての実態調査が行われ、土浦労働基準監督署からは、特定の組織の財務会計システム登録者の平成18年1月分について、時間外勤務等の実態と割増賃金の支払状況等について調査し、その結果を報告するよう指示があり、調査結果をまとめ、3月10日(金)に土浦労働基準監督署に報告した。

2 土浦労働基準監督署からの是正勧告及び指導

調査結果の報告に対して、4月21日(金)土浦労働基準監督署から、是正勧告と指導があった。

(1) 是正勧告

2月に行った調査の結果、割増賃金が未払いとなっている者について、遡及して支給すること。

(2) 指導内容

- ① 大学本部等事業場の全ての組織の財務会計システム登録者(約330名)を対象に、平成17年2月から平成18年3月までについて、時間外勤務等の実態と割増賃金の支払状況等について調査し、不足額があった場合は所要の措置を講ずること。
- ② 財務会計システムを利用していない全ての職員についても、例えば、時間外勤務等の勤務実態に係るアンケートの実施等により、労働時間の実態把握の確認調査を行うこと。
- ③ 労働時間を管理する者に対して、改めて、労働時間の適正な把握の基準を周知すること。
- ④ 厚生労働省が作成している「基準」や「指針」に基づき、労働時間を適正に把握、管理するためのシステムを全学的に整備すること。
- ⑤ 4月以降も継続して、財務会計システム登録者の時間外勤務等の実態と割増賃金の支払状況等について調査し、報告すること。

3 調査結果及び改善措置

(1) 是正勧告に係る改善措置

2月に行った調査の結果、割増賃金の未払いが判明したものの52名の職員に対して、総額約196万円を5月分の給与に加算して支給した。

(2) 指導に係る調査結果及び改善措置

- ① 調査期間 平成17年2月～平成18年3月
- ② 対象者 本学事務系職員（約1,150人）
- ③ 調査内容 上記対象者に対し、時間外勤務等の実態調査を実施（自己申告に用いている「時間外勤務確認・命令書」と実際の勤務状況の差異について、本人の退勤記録や職員相互で確認しあった上で、サービス監督者の確認により確定）
- ④ 改善措置 追給対象者 354人
追給対象時間 約4万時間
追給総額 約1億199万円
追給時期 平成18年9月定例給与支給日（9月15日）

4 今後の改善措置

(1) 労働時間管理の適正化

- ① 労働時間を管理するサービス監督者に対して、諸会議や通知により、改めて時間外勤務の適正な管理について徹底を図るとともに、定期的に管下職員の時間外勤務の実態調査を行うこととした。
- ② 現在、使用している「時間外勤務確認・命令書」の内容の見直しを図るとともに、自己申告制度を理解していない職員に対し、監督者から自己申告制に関する手順等を改めて説明することにより理解を深め、時間外勤務に対する職員の意識の啓発を進めていく。

(2) 時間外勤務に係る相談窓口の設置

時間外勤務に対する不満や相談を常時、把握するため、コンプライアンス通報窓口とは別に人事課長を窓口として「専用メールアドレス」を設置し、時間外勤務の実態を積極的に把握する。

(3) 全学を挙げての時間外勤務の縮減

- ① 労働時間の縮減による活力ある職場環境を目指し、昨年4月に学内に学長を本部長とする「業務改善推進本部」を立ち上げ、全学的に改善活動を展開しているが、その取組みをさらに強化する。
- ② 組織ごとに、一斉定時退勤日を設定するとともに、それらの施策を通じ、監督者及び職員各自による時間外勤務縮減のための日常的な改善活動の定着を促す。